

○広報かすや有料広告掲載取扱要領

(平成20年8月22日要領第3号)

(趣旨)

第1条 この要領は、粕屋町の有料広告の取扱いに関する要綱(平成20年粕屋町要綱第14号。以下「要綱」という。)第5条及び第6条に基づき、粕屋町が発行する「広報かすや」への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、要綱第3条に定めるところによる。

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報かすや発行の目的を妨げない位置とし、町長が指定した位置とする。

(広告の枠数及び掲載規格)

第4条 広告の枠数及び掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の枠数 4枠
- (2) 広告の掲載規格 1枠当たり縦5.0cm 横8.5cm
- (3) 広告の色 2色刷り

(申請することができる単位及び枠数)

第5条 広告掲載希望者が広告の掲載を申請することができる単位は、1号分とする。ただし、町長が認めた場合は、連続する12号分まで申請することができる。

2 広告掲載希望者が広告の掲載を申請することができる枠数は、1枠とする。ただし、町長が適当と認めるときは、同一ページの隣り合う2枠分まで申請することができる。

(広告掲載料金等)

第6条 広告の掲載料金は、1枠につき1号当たり10,000円とする。

2 料金は年度一括払いとし、前納するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載申請期限等)

第7条 広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する広告掲載申請書(様式第1号)及び広告版下(掲載する広告の原稿及びそれに伴う資料等)を発行日の1箇月前までに町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告版下は、広告掲載希望者が作成し、町による修正の必要がない完全版下データ(データとプリントアウトしたもの)によるものとする。なお、版下データは、次のいずれかのデータとする。

- (1) イラストレータEPS(フォントはアウトラインをとること。)
- (2) フォトショップEPS(広告全体を写真画像としたもの)
- (3) PDF
- (4) TIFF(広告全体を写真画像としたもの)

(広告掲載料の納付)

第8条 要綱第8条の決定を受けた掲載希望者は、町長が指定する期日までに、町指定の納付書により広告掲載料を納付するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、要綱の規定による。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。